

田辺市周辺衛生施設組合議会定例会会議録

- 招集 平成 29 年 2 月 22 日(水)
第 1 回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会が、清浄館において招集された。

- 開会 平成 29 年 2 月 22 日(水)午前 9 時 55 分

- 閉会 平成 29 年 2 月 22 日(水)午前 10 時 30 分

- 出席議員の氏名は次のとおりである。 (8名)

1 番 橘 智史 議 員	2 番 湯口 好章 議 員
3 番 尾花 功 議 員	4 番 安達 克典 議 員
5 番 佐井 昭子 議 員	7 番 天野 仁 議 員
8 番 原田 覚 議 員	9 番 下村 勤 副議長

- 欠席議員の氏名は次のとおりである。 (1名)

6 番 吉田 克己 議 長

- 説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

管理者	真砂 充敏
副管理者	小谷 芳正
会計管理者	福田 文
田辺市周辺衛生施設組合事務局長	小山 裕史
田辺市周辺衛生施設組合主査	藤井 彰信
田辺市市民環境部長	小川 鏡
田辺市廃棄物処理課長	鈴木 益男
みなべ町住民環境課長	西口 文治

- 職務のため議場に参加した者の氏名は次のとおりである。

田辺市周辺衛生施設組合主査	栗山 裕子
---------------	-------

平成 29 年第 1 回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会

議 事 日 程

- 1 開会日時 平成29年 2 月22日(水) 午前 9 時55分
- 2 開会場所 田辺市周辺衛生施設組合 清浄館
- 3 日 程
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 1 定議案第 1 号 和歌山県と田辺市周辺衛生施設組合との間の公平委員会の事務の委託について
 - 日程第 4 1 定議案第 2 号 田辺市周辺衛生施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
 - 日程第 5 1 定議案第 3 号 田辺市周辺衛生施設組合の再任用に関する条例の制定について
 - 日程第 6 1 定議案第 4 号 田辺市周辺衛生施設組合財政状況の公表に関する条例の制定について
 - 日程第 7 1 定議案第 5 号 田辺市周辺衛生施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について
 - 日程第 8 1 定議案第 6 号 田辺市周辺衛生施設組合条例の規定の整備に関する条例の制定について
 - 日程第 9 1 定議案第 7 号 平成29年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることについて
 - 日程第10 1 定議案第 8 号 平成 29 年度田辺市周辺衛生施設組合会計予算
 - 日程第11 1 定議案第 1 号 田辺市周辺衛生施設組合議会特別委員会条例の一部改正について
 - 日程第12 1 定議案第 2 号 田辺市周辺衛生施設組合議会会議規則の全部改正について

議長 若干定刻よりも早いのですが、組合議会を始めたいと思います。本日議長から体調不良により欠席の届け出がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行いますので御協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数がありますので、ただいまから、本日招集の平成29年第1回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、管理者から本定例会招集の挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可します。管理者、真砂充敏君。

管理者 議長、番外、管理者真砂。おはようございます。本日、平成29年第1回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を招集いたしましたところ議員各位におかれましては、何かと御多用の中を、御参集いただきまことにありがとうございます。

また日頃、当組合の運営につきまして、各般にわたり御協力を賜っておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、当組合は、昭和51年10月15日に設立され本年で41年目を迎えています。組合設立当時は、海洋投棄を主として運営していましたが、平成7年からは現在の清浄館でし尿処理を開始し、さらに、平成16年には浄化槽汚泥の増加に対応するため施設改造を行い、現在に至っているところであります。

清浄館の運行は、今年で23年目を迎え現在のところ大きな故障もなく順調ではありますが、耐用年数を迎えている機器もあり、将来に向けての展望を検討する時期であると考えておりまして、現在、長寿命化総合計画の策定作業を専門のコンサルタント会社及び第三者的な立場に立つ大学の先生を交えて行っており過日、中間報告がなされたところであります。

詳細につきましては、後ほど予算の概要の中で御説明いたしますが、今後とも環境衛生の更なる向上のため、安全で効率的な組合運営を目指してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、御協力をお願いを申し上げます。本議会におきましては、条例に関するもの5件、予算に関するもの2件、その他1件につきまして、御審議をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、招集に当たっての御挨拶とさせていただきます。

議長 それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。

続いて、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議規則第110条の規定により、本定例会の会議録署名議員として、1番橘智史君、2番湯口好章君、以上の2人の諸君を指名いたします。

続いて、日程第2「会期の決定」を上程いたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたします。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

続いて、日程第3、1定議案第1号「和歌山県と田辺市周辺衛生施設組合との間の公平委員会の事務の委託について」から日程第8、1定議案第6号「田辺市周辺衛生施設組合条例の規定の整備に関する条例の制定について」まで以上6件を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。事務局長小山裕史君。

事務局長 はい、番外。それでは、議案書に基づきまして説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いします。1定議案第1号「和歌山県と田辺市周辺衛生施設組合との間の公平委員会の事務の委託について」地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき次の規約により、公平委員会の事務を和歌山県に委託したいので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決をお願いするものです。

本件につきましては、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき地方公共団体に対して、設置が義務付けられている公平委員会の事務を効率的に行うため和歌山県に委託するものです。

続いて3ページをお願いします。1定議案第2号「田辺市周辺衛生施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものです。本件につきましては、地方公務員法第58条の2の規定により人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるため制定するものです。

5ページをお願いします。1定議案第3号「田辺市周辺衛生施設組合の再任用に関する条例の制定について」地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものです。本件につきましては、本組合において職員の再任用制度を導入するため制定するものです。

7ページをお願いします。1定議案第4号「田辺市周辺衛生施設組合財政状況の公表に関する条例の制定について」地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものです。本件につきましては、地方自治法第240条の3第1項の規定により、年2回、管理者が予算の執行状況などを公表するため必要な事項を定めるものです。

続いて、9ページをお願いします。1定議案第5号「田辺市周辺衛生施設組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について」地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものです。本件につきましては、地方自治法第237条第2項の規定に基づき組合の財産の交換、譲与、無償貸付け等に関し必要な事項を定めるため制定するものです。

続いて、11ページをお願いします。1定議案第6号「田辺市周辺衛生施設組合条例の規定の整備に関する条例の制定について」地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものです。

本件につきましては、本組合において制定されている条例、15本について用語の整理その他所要の改正を行うものであります。以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 事務局長の説明が、終了いたしました。これより質疑に入ります。一括して質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論は一括して行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これよりただいま議題となっております6件について、順次採決に入ります。それでは、1定議案第1号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって1定議案第1号は原案のとおり可決いたしました。続いて、1定議案第2号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって1定議案第2号は原案のとおり可決いたしました。続いて、1定議案第3号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって1定議案第3号は原案のとおり可決いたしました。続いて、1定議案第4号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって1定議案第4号は原案のとおり可決いたしました。続いて、1定議案第5号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって1定議案第5号は原案のとおり可決いたしました。続いて、1定議案第6号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって1定議案第6号は原案のとおり可決いたしました。続いて、日程第9、1定議案第7号「平成29年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることについて」を上程いたします。提出者の説明を求めます。事務局長小山裕史君。

事務局長 はい、番外。それでは、議案第7号について説明させていただきます。議案書の17ページをお願いします。1定議案第7号「平成29年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の額を定めることについて」組合規約第11条第2項の規定により議会の議決をお願いするものです。

平成29年度負担金合計額は、2億553万8,684円でありまして、内訳は田辺市1億6,455万8,164円、比率は80.06パーセント、みなべ町4,098万520円比率は19.94パーセントであります。

前年度と比較し、負担金合計1,559万3,000円の減少で、減少理由としては繰越額が790万円増加したことと、ランニング経費の削減に伴うものであります。

負担金の内訳を御説明いたします。別冊、参考資料1ページをお願いします。

組合運営費負担金4,238万2,247円は、歳出予算の議会費、総務費及び予備費に充当するもので負担割合につきましては、平成28年度までは均等割30パーセント人口割70パーセントで算定していましたが、みなべ町の下水道事業の進捗に伴い、同町の清浄館利用人口が減少しております、実態にあった見直しが必要であると判断し、均等割30パーセント収集量割70パーセントで算定しています。

次に、し尿処理施設費負担金1億6,315万6,437円は、歳出予算のし尿処理費に充当するもので、負担割合については従来通り収集量割とし、田辺市が81.92パーセント、みなべ町が18.08パーセントで算定しています。

続いて、2ページをお願いします。精算調整額の明細については、費目毎に、前年度の負担割合に応じて、市町の繰越額を計算し更に、繰越額から平成28年度の補正予算に充当した金額を減額し精算していきまして、田辺市が2,659万7,027円、みなべ町が601万9,289円、精算調整額合計3,261万6,316円となっています。以上でございます。よろしく御審議上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 以上で、事務局の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番天野仁君。

7番 はい、議長、7番。参考までにお伺いしておきたいのですが、一応今回における収集量の年度、いつの数字で押さえられているのかということをお伺いしたいのです。

議長 はい、事務局長小山裕史君。

事務局長 はい、番外。平成29年度予算の収集量割につきましては、量が確定しております平成27年度の集計で負担率を出しております。

議長 はい、7番天野仁君。

7番 はい、なんかいろんな、今までの経緯とか、いろんなことを含めての中で、僕は数字的に解らないから、あれするんですが、単年度のデータで計算するのが正しいのか、例えば通常3年位のね、数字のデータの中で平均値をとって、基礎にしているとかいう考え方もあろうかと思えます。その辺においては、どう考えられてたんかお伺いしたいと思えます。

議長 はい、事務局長小山裕史君。

事務局長 はい、番外。今回の見直しにつきましては、一番の大きな理由が、みなべ町の下水道事業の進捗状況を踏まえてのものであります。ちょっと過去数年間の推移を見ますと、大きく変化していないのですが、今回将来推計という形で量を推計してみました。

当然、下水道の接続率も加味しながら推計したんですが、今後、平成27年度の下水道の接続率をみますと、現在、みなべ町33パーセントぐらいになっております。それが今後5年のうちに50パーセントを超えるような数値になってきております。そのことを収集量につきましては、今後5年間で変動していくものと考えておりますので、やはり年度毎の見直しが必要ということで、前々年度ですね、前々年度の収集量割とさせていただきます。

議長 他に質疑はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。それでは、ただいま議題となっております件について採決に入ります。1 定議案第 7 号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、1 定議案第 7 号は原案のとおり可決いたしました。続いて、日程第 10、1 定議案第 8 号「平成 29 年度田辺市周辺衛生施設組合会計予算」を上程いたします。提出者の説明を求めます。管理者真砂充敏君。

管 理 者 議長、番外、管理者真砂。平成 29 年度当初予算の概要及び取組みの方針について御説明申し上げます。始めに長寿命化総合計画の中間報告について、御説明いたします。

清浄館の将来展望については、平成 28 年度に株式会社日建技術コンサルタントに業務委託し、さらに常葉大学社会環境学部小川浩教授の監修のもとに、現在策定中ではありますが、方向性については中間報告されていまして、その中で現在まで施設の維持管理が適切になされており、機器の状態が安定していることまた、ランニング経費が安価に抑えられており、これから機器の維持補修費が増加することを加味しても、今後 10 年以上使用することによって生涯費用は削減できるという報告がなされました。

また、経費削減につきましては、平成 18 年度に小川教授に技術支援を受け、委託業者が、処理方法を試行錯誤し、この 10 年間で施設の重油及び薬剤の使用量を半減させ、さらに、ろ過膜を再利用するなど微生物の力を有効活用することによって、ピーク時と比較して年間約 3,600 万円の経費が削減されているところです。

今後とも、専門家の意見を参考にしながら、施設をより長期間使用できるよう効率的な運行管理に取り組んでまいります。

続きまして、予算の概要につきましては、先ほど議決をいただきました負担金に基づき編成し、歳入歳出それぞれ 2 億 3,815 万 5,000 円を見込んでおりまして、前年度と比較して、768 万 7,000 円の減少となっています。歳出予算の主なものは総務費で、管理棟の外壁工事につき 1,130 万円、公園内の遊具の更新費用に 540 万円を計上しています。

また、し尿処理費の需用費関係で、電気料金の自由化に伴い契約内容を見直し先ほど、御説明した薬剤、燃料費など合わせて、前年度から 1,470 万円分の減額を行なっています。

以上、提案いたしました予算案につきまして御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当職員から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

議 長 引続き事務局の説明を求めます。事務局主査藤井彰信君。

藤井主査 はい、番外。それでは議案書に基づきまして、補足説明をさせていただきます。議案書の 18 ページをお願いします。

1 定議案第 8 号、平成 29 年度田辺市周辺衛生施設組合会計予算は次に定めるところによる。第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 3,815 万 5,000

円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。23ページをお願いします。歳出について説明します。

議会費18万7,000円は、議会運営に係る経費です。

次に、23ページ中段から25ページをお願いします。総務費3,997万2,000円は管理棟及び公園の維持管理に要する費用並びに管理部門の職員3名分の人件費等が主なものです。前年度と比較して、1,673万3,000円の増加となっておりますが、管理棟の外壁タイルの補修工事及び公園内の遊具の再設置を行うものです。

26ページをお願いします。し尿処理費1億9,699万6,000円は、し尿処理に要する経費です。前年度と比較いたしまして2,442万円の減額です。し尿処理費の内訳を説明します。

消耗品費600万円は日々の水質管理や、施設運転管理上必要な消耗品購入費用で補充交換のための生物処理膜150枚分の購入費が主なものです。

光熱水費3,090万円は、電気代と水道代です。電気代について、契約内容の見直しにより15パーセントの減少となっております。

薬剤費1,400万円は、し尿処理に必要な薬品類の購入費用で、年間310トン余りの薬剤を使用しています。

施設修繕料7,470万円は、主に施設の定期補修に要する経費です。し尿処理施設は365日、24時間連続運転が基本であり、機器の故障によって運転を休止することはできません。したがって、各種機器については日頃のメンテナンスを十分に行うとともに、機器の状況を把握しながら予防的に交換することが求められています。

施設燃料費1,100万円は、し尿汚泥の焼却に必要なA重油購入費で使用量は年間180キロリットルとなっております。

次に、役務費90万8,000円は、各種の法定検査手数料が主なものです。

次に、委託料5,883万8,000円は、し尿処理に係る各種業務委託料で主なものを説明します。

貯留槽等清掃業務委託料600万円は、受入工程で堆積しているし尿汚泥に混入している砂、砂利等を除去するための費用で、年3回場外搬出し外部処理しています。

次、施設運転管理業務委託料4,762万8,000円は、し尿処理施設の運転管理を委託している費用です。

次に、焼却灰等運搬処理業務委託料308万9,000円は、平成29年度から田辺市ごみ処理場が容量不足となるため焼却灰を県外の一般廃棄物最終処分場へ運搬し、埋立処分を行うための費用です。

備品購入費37万円は、緊急用可搬式足こぎポンプの購入費用で災害時の重油燃料汲み出しを可能とするために購入するものです。

27ページ予備費については、100万円を計上しています。以上です。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

議長 以上で、事務局の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。それでは質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。それでは、ただいま議題となっております件について、採決に入ります。1定議案第8号は原案のとおり可決すること異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、1定議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

続いて、日程第11、1定発議第1号「田辺市周辺衛生施設組合議会特別委員会条例の一部改正について」及び日程第12、1定発議第2号「田辺市周辺衛生施設組合議会会議規則の全部改正について」の2件を一括上程いたします。提出者の説明を求めます。1番橘智史君。

1番 1番、橘智史です。1定発議第1号「田辺市周辺衛生施設組合議会特別委員会条例の一部改正について」地方自治法第292条において準用する同法第112条第1項の規定により提出する。平成29年2月22日、提出者は私橘智史、賛成者は安達克典議員です。

提案理由につきまして、田辺市周辺衛生施設組合議会特別委員会条例は、昭和52年1月に制定し、その後平成12年3月に一部改正し運用しているところですが、今議会において、全国市議会議長会、標準市議会委員会条例の例に基づき、参考人に関する規定を設けあわせて用語の整理その他所要の規定の整備を図るため改正するものであります。以上御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

議長 引き続き提出者の説明を求めます。5番佐井昭子さん。

5番 5番佐井昭子です。2定発議第2号「田辺市周辺衛生施設組合議会会議規則の全部改正について」田辺市周辺衛生施設組合議会会議規則第13条の規定により提出いたします。平成29年2月22日、提出者は私佐井昭子、賛成者は尾花功議員です。

提案理由につきましては、本組合議会において男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため出産による欠席の届出に関する規定を設け、あわせて全国市議会議長会、標準市議会会議規則の例に基づき、用語の整理その他所要の規定の整備を図るため全部を改正するものです。以上、御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

議長 提出者の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。それでは質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論は一括して行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。これよりただいま議題となっております2件について、順次採決に入ります。それでは1定発議第1号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、1定発議第1号は原案のとおり可決いたしました。続いて、1定発議第2号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、1定発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議をされた議案はすべて議了いたしました。他に発言、その他ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、これをもちまして、本日招集の平成29年第1回田辺市周辺衛生施設組合定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時30分)